

[事案 2019-177] 解約無効請求

・令和2年3月31日 裁定終了

<事案の概要>

解約時に、担当者から、契約者にとって不利益な事項についての説明がなかったことを理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年7月に証券会社を募集代理店として契約した変額個人年金保険を平成29年11月に解約したが、その際、代理店の担当者から、契約者にとって不利益となる以下の事項について説明がなかったため、解約を無効としてほしい。

- (1) 生命保険は特別口座の対象ではなく、売却益は別途確定申告しなければいけないこと。
- (2) 保険の売却によって後期高齢者医療制度の自己負担が1割から3割に変わり、保険料負担が増える可能性があること。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 解約手続時、契約者に対し、税金や社会保険料に関する説明を行う義務は当社にも代理店にもないが、顧客サービスとして、契約時に交付される募集キットや解約請求手続きの案内に税務の取り扱いについての掲載がある。
- (2) 代理店の担当者は、申立人に解約請求書を交付した際、税金や社会保険料等への影響についての案内をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人および解約手続時の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者に、契約者にとって不利益となる事項の説明がなかったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。